

## 出生届 記入の注意点

## 【全体】

- ・ 署名と押印（押印は任意です）以外の部分はコピー又はパソコン等により入力・印刷したもので構いません。
- ・ 届出はすべて日本語（漢字、ひらがな、カタカナを使用）で、読みやすい字で書いてください。鉛筆や消えやすいインキで書かないで下さい。
- ・ 間違えたところは修正液などを使わず、線を引いて消し、その余白に正しくお書きください。更に、枠外（届出左側）に署名をお願いします。
- ・ □にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- ・ 子が生まれた日を含めて3ヶ月以内に届出してください。郵送で届出るときは、郵便物が在外公館に到着した日が受理日となります。特に出生によって外国の国籍も取得した子については、期限を過ぎると届出を受理できなくなりますので、**期限厳守**をお願いします。

## 【届出日】

- ・ 窓口にて提出するときはその日の日付を書きます。郵送で提出するとき、郵便に封をする日または発送する日を書いてください。

## 【子の氏名】

- ・ 子の氏欄には、子が記載される戸籍の筆頭者の氏（日本人父又は日本人母の戸籍の氏）を書きます。
- ・ 子の名には常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなのみ使用できます。アルファベットや記号（ハイフン「-」や中点「・」）は使えません。
- ・ 出生証明書に記載されている名と違う名で届出るときは、その他欄に明記してください。  
（例）出生証明書に記載されている子の名は太郎アレクサンダーだが、太郎で届出る。

## 【嫡出子／嫡出でない子のチェック】

- ・ 通常、子が生まれた時点で父母が婚姻している（もしくは離婚後300日以内の）ときは「嫡出子」、そうでないときは「嫡出でない子」をチェックします。分からないときはご相談ください。

## 【生まれたとき、ところ】

- ・ 時間は12時間制で記入します。×「午後16時」→○「午後4時」  
夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」です。
- ・ 生まれた場所は国名から番地までを日本語で書きます。ドイツにおいては州名（ハンブルク州/ブレーメン州/ニーダーザクセン州/シュレスヴィッヒホルシュタイン州）も書いてください。病院名は不要です。

## 【生まれた子の父と母】

- ・ 外国人の氏名は氏、名の順序で、日本語（カタカナ）を用いて書いてください。
- ・ 外国人の生年月日は西暦（例「1980年」）で、日本人の生年月日は和暦（例「平成4年」）で書いてください。
- ・ 年齢は子が生まれたときの年齢を書いてください。

## 【その他の欄】

- ・ 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子については「日本国籍を留保する」欄に署名してください。押印は任意ですので、押印せず署名のみで構いません。
- ・ 日本人父または日本人母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、父/母子の新しい戸籍がつくられますので、「その他」欄に希望する新本籍を書いてください。

## 【署名と印】

- ・ 日本人が届出人のとき、署名欄には戸籍に記載されている氏名を書いてください。
- ・ 押印は任意ですので、押印せず署名のみで構いません。
- ・ 外国人父/母が届出人となるときは、本籍欄には国籍を書きます（筆頭者欄は空欄）。署名欄には届出人が署名し、その下（または上）にカタカナで氏名の読み方を書いてください。

例 外国人父が届出人：

署名	<b>Otto Peter Müller</b>	印
	オットーペーター	ミュラー